

平成30年7月

**地方交付税法第17条の4の規定に基づき、地方団体から申出の
あった交付税の算定方法に関する意見の処理方針(案)**

市町村分

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]
[都道府県分・市町村分]
[総括・需要・収入]

[総括的事項]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
1	(省)	東京都	大都市特有の財政需要の反映	<p>道府県分においては土地単価の高さが反映されず、また、大都市分においては普通態容補正の算定に用いる評点に上限が設けられるなど、現行の算定では都が抱える大都市特有の財政需要を適切に反映できていない。</p> <p>また、今後、都市部において急速な高齢化に伴う社会保障関係費の一層の増大が見込まれることも含め、これら大都市特有の財政需要を適時適切に基準財政需要額に反映すること。</p>	<p>一部採用する。</p> <p>土地単価の高さについては、平成15年度における道府県分の留保財源率の引上げに際して、その見合い分として留保財源の多い財政力の高い都市部にかかる需要額を削減したところであり、その他の土木費における土地価格比率による割増部分等を廃止したものである。</p> <p>また、普通態容補正は、各市町村の都市化の度合を示す評点は、1,000点満点で示しているものであるが、当該評点に対応した各費目の個別係数の設定においては、決算の状況などを踏まえた上で、引き続き適切に設定してまいりたい。</p> <p>大都市特有の財政需要については、これまでも、社会保障関係経費や防災対策の強化に係る経費などが、「人口」を測定単位として算定されている他、道路交通量の多さを指標とした道路に関する需要額の割増しなどを行い、大都市圏における財政需要についても適切に反映している。</p> <p>さらに、平成30年度算定においても、近年大幅に増加している社会保障関係経費などについて、実態を踏まえ、密度補正等を講じて適切に算定している。</p>
2	(省)	佐渡市 (新潟県)	普通交付税算定における基金残高を用いた算定	<p>基金残高や増加額などの数値を普通交付税の算定に反映させないこと。</p>	<p>採用する。</p> <p>普通交付税の算定に基金残高等の指標を用いることについては、地方団体は行革努力を行いつつ様々な地域実情を踏まえて基金を積み立てており、普通交付税の標準的な財政需要の画一的な算定に基金残高等の指標を用いることはしていない。</p>
3	(省)	尼崎市 (兵庫県)	徴収率の見直しに伴う地方財政計画増収分に係る制度設計の見直し	<p>徴収率の見直しにより増収となる分は、地方の徴収努力による増加分であることから、引き続き折半対象の財源不足に組み込まれないような制度設計とすること。</p>	<p>採用する。</p> <p>地方財政計画の地方税収の見込及び基準財政収入額の算定に用いる標準的な徴収率の見直しに伴う地方税の増収額については、地方税の実効的な徴収対策を促進する観点から行うものであることを踏まえ、引き続き全額を臨時財政対策債の減額にあてることとしている。</p>

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[総括的事項]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
4	(省)	福島県	交付税算定における原発被災団体及び津波被災団体の特例の継続	H29年度算定からH27年国勢調査数値(確定値)を測定単位として用いることとなった「都市計画区域における人口」、「65歳・75歳以上人口」、「世帯数」について、原発被災団体及び津波被災団体に配慮し適用された特例措置を継続すること。	採用する。 平成27年国勢調査数値への更新に伴い、平成29年度算定から原発被災団体及び津波被災団体に対して適用した測定単位に係る特例措置については、平成30年度算定においても引き続き講ずることとしている。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[総括的事項]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
5	(省)	大阪市	標準報酬制への移行に伴う共済組合負担金の適切な算定について	共済負担金について、期末・勤勉手当等と同様に地域手当等に対応した共済負担金増嵩額に負担率を乗じることで、標準団体ベースからの増嵩率を算定すること。	以下の理由により採用しない。 標準報酬制への移行後の共済組合負担金については、普通態容補正において、全団体の地域手当等の諸手当を含めた平均給与月額を踏まえ、標準的な共済組合負担金を設定し算定している。 諸手当に計上している地域手当のみを抽出した上で、級地区分毎に共済負担金を算定することが困難であることから、標準的な共済組合負担金を用いている。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[総括的事項]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
6	(省)	青森県 島根県全市町村 (19団体) 島根県 高知県	トップランナー方式に おける地域の実態を踏 まえた算定	トップランナー方式について、地 域の実情に配慮すること。	採用する。 トップランナー方式の導入に当たっては、地方団体の人口規模の違い等の地域の実情を考慮するとともに、地方団体への影響等を考慮し、複数年かけて段階的に反映することとしている。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[消防費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
7	(省)	箱根町 (神奈川県)	観光地の財政需要を考慮した普通交付税の算定方法の見直し	多数の観光客が訪れる観光地では割増し経費が生じるため、宿泊客数等を用いた補正を講じること。	以下の理由により採用しない。 普通交付税の基準財政需要額は、標準的な経費を算定するものであること、観光地という地域特性に応じた補正を行うための公信力を持った市町村ごとの統計数値がないことから、新たな補正を講じることが困難である。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[道路橋りょう費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
8	(省)	札幌市 (北海道)	道路除排雪経費の実態 に見合った寒冷補正係 数の引き上げ	需要額について、実態に即した算定 方法とすべきと考える。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 除排雪に要する経費については、平成29年度において、種地により乗じる数の見直しを行ったところであるが、今後も、算入率の推移等を勘案しながら、検討を続けていくこととする。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[都市計画費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
9	(省)	京都市 (京都府)	景観の保全に関する財政需要の適切な反映	景観の保全に関する経費について、景観法の施行状況に応じた補正係数を新設すること。	以下の理由により採用しない。 景観法の施行に伴う標準的な財政需要(屋外広告物の規制等)については、他の都市計画関連法と同様に、都市計画費の基準財政需要額に算入されているところ。なお、地域の実情を踏まえた景観の保全のための取組は多岐にわたることから、その全てを措置することは困難である。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[下水道費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
10	(省)	滋賀県	下水道費の投資補正 (高資本費対策)に係る 30年未満要件の見直し	下水道費の投資補正(高資本費対策)に係る30年未満要件について、「下水道財政のあり方に関する研究会」報告のとおり、廃止を含めて見直しを行うこと。	以下の理由により採用しないが、今後検討していく。 現在、現行の高資本費対策の要件等を見直しを検討しているところであり、この内容を踏まえ、交付税措置を検討していく。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[教育費総括]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
11	(省)	福島県	教育費の震災特例措置	教育費の震災特例措置について、平成30年度も継続すること。	採用する。 小学校費や中学校費などの東日本大震災に係る特例措置については、平成30年度においても継続する。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[小・中学校費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
12	(省)	青森県 東通村 (青森県)	小・中学校費における 密度補正I(スクール バス等)の拡充	スクールバスの単価を引き上げるとともに、通学エリアの広範囲化や地理的条件による経費のかかり増し等を反映すること。	以下の理由により採用しない。 スクールバスの維持運営に係る経費については、文部科学省の実態調査に基づき単価を設定している。また、地理的条件による経費のかかり増しについての補正を行うことは、公信力を持つ数値を把握できないため、普通交付税の算定に馴染まない。
13	(省)	八幡市 (京都府)	準要保護児童生徒に係る 密度補正の見直し	準要保護児童生徒に係る財政需要が適切に措置されるよう、実際の準要保護児童生徒数に応じた加算・減算措置を行うこと。	以下の理由により採用しない。 準要保護児童生徒関係経費については、準要保護の認定基準が地方団体によって異なることから、実際の準要保護児童生徒数に応じて加算・減算する方法は適当ではない。 一方で、当該経費は、必ずしも児童生徒数に比例するとは限らないため、従来の国庫補助金の算出基礎に準じた密度補正を適用することとしている。
14	(省)	豊後高田市 (大分県) 沖縄県	小学校、中学校及び幼稚園の空調設備に係る維持管理費の交付税措置	小学校、中学校及び幼稚園の空調(冷房)設備に係る維持管理費について交付税措置を講じること。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 学校施設における空調施設については、各都道府県における設置状況や維持管理費の負担状況等について、引き続き文科省等からの情報収集に努め、交付税措置の必要性について十分精査していくこととする。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]
[都道府県分・市町村分]
[総括・需要・収入]

[生活保護費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
15	(省)	大阪府 (大阪市)	生活保護費における扶助費を全額算入	生活保護行政は法定受託事務であり、国の責務において行うことが必要であることから、国において認証し国庫負担金の算定に用いられている決算額に係る地方負担額については、次のとおり実態に応じて基準財政需要額に的確に算入すること。 ・扶助単価において各団体の実績単価を反映すること ・生活保護費において過大・過少分を翌年度精算すること	一部採用する。 生活保護費における扶助費については、国の予算における当該年度の各扶助の被生活保護者一人当たりの単価を基礎として扶助の種類ごとに標準的な単価を設定しており、密度補正等において種地ごとの単価差等を補正している。 また、被生活保護者に係る前年度算入人員数と実人員数との差による精算を実施している。
16	(省)	大阪府 (大阪市)	普通交付税に関する省令に合致した医療扶助における被保護者調査第11表「医療費の審査及び決定」に基づき算出した被保護者数を用いた密度補正への変更	自治体の経費負担を示す統計である被保護者調査「第11表医療費の審査及び決定」のうち「支払確定件数」(レセプト)を受給者番号による「人」ベースに名寄せすることで、省令に合致した「経費を負担した実人員」を算出し、新たな基礎数値として用いること。	以下の理由により採用しない。 生活保護費における扶助費については、国の予算における当該年度の各扶助の被生活保護者一人当たりの単価を基礎として扶助の種類ごとに標準的な単価を設定しており、密度補正等において種地ごとの単価差等を補正している。 また、ご指摘の「経費を負担した実人員」を、統計によることなく客観的に公正な基礎数値として把握することは困難であり、現時点では、扶助の種類に関わらず、現行のとおり被保護者調査等に基づく各扶助人員数を用いて算定することが適切であると考えている。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[社会福祉費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
17	(省)	尼崎市 (兵庫県)	「市区町村子ども家庭総合支援拠点」に係る密度補正の新設	「市区町村子ども家庭総合支援拠点」に係る経費について、密度補正を新設し、実態に即した交付税措置を行うこと。	以下の理由により採用しない。 市区町村子ども家庭総合支援拠点の運営に係る経費については、所要の経費を単位費用に算入している。当該経費は、概ね測定単位である人口に比例した財政需要であり、また、影響額も小さいことから、新たな補正措置については、算定の簡素化の観点から慎重に対応する必要がある。
18	(省)	砺波市 (富山県)	密度補正の算定に用いる保育所、認定こども園在籍人員(0歳児)の把握方法の見直し	0歳児の途中入所に係る増加需要額を密度補正に適切に反映するため、算定前年度の10月の初日現在在籍人員(年間平均値と近似)を算定に用いること。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 地方交付税法上、交付税の額は、4月1日現在により算定することとされていることから、保育所運営費の算定にあたっては、当該年度の4月1日現在の在籍人員により基準財政需要額を算定している。前年度10月1日現在の在籍人員を用いることについては、算定の簡素化や財政需要の客観的・合理的な捕捉といった観点も踏まえ、引き続き検討していく。
19	(省)	大阪府 大阪市 (大阪府)	児童扶養手当の適正な算入	児童扶養手当については、法定受託事務であり、国の基準に基づいて全国的に画一的な取扱いをすることが必要であり、本来、国の責務において行うもの。 従って、三位一体改革による地方負担額増額分に限定することなく、三位一体改革前における地方負担分(1/4)も含めた全額に対して、受給者数を基礎とした密度補正を行い、基準財政需要額に的確に算入すること。	一部採用する。 普通交付税の基準財政需要額は、それぞれの地方団体の財政支出ではなく、標準的な経費を算定するもの。児童扶養手当給付費については、国の予算措置等の状況を踏まえ、所要の経費を算入しているところであり、引き続き適切な措置に努める。
20	(省)	松江市 (島根県)	障害支援区分等認定事務等に係る密度補正の新設	H28年度より一般財源化された地域生活支援事業障害支援区分等認定事務等について、審査件数等に応じた密度補正を新設すること。	以下の理由により採用しない。 障害支援区分認定等事務等に係る経費については、所要の経費を単位費用に算入している。当該経費は、概ね測定単位である人口に比例した財政需要であり、また、影響額も小さいことから、新たな補正措置については、算定の簡素化の観点から慎重に対応する必要がある。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[保健衛生費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
21	(省)	千葉県	上水道の統合広域化に伴う交付税措置の拡充	統合・広域化が円滑に進むよう統合・広域化によって生じる新たな財政負担について、地域の実情に配慮した交付税措置を行うこと。	以下の理由により採用しない。 簡易水道事業は一般的に経営基盤が脆弱であるため、経営の効率化・健全化、地域住民に対するサービス水準の向上等を図る観点から、平成31年度までの間に統合が可能な事業については統合することとし、また、統合可能にもかかわらず統合しない場合には、簡易水道に係る国交付金の交付対象外とすることとして、特別交付税による激変緩和措置を講じながら統合を推進している。 一方、上水道事業においては、各事業者が地域の実情に応じて、経営の現状・課題や将来推計についての情報を共有した上で、適切な連携の組合せの選択に向けて検討することが望ましいと考えているところであり、事業統合のみを推進しているものではないことから、簡易水道事業とは事情が異なるものである。
22	(省)	帯広市 (北海道)	看護師養成に係る補正係数の拡充	看護師等養成所運営経費にかかる財源措置について、当該地域の実態を適切に把握し、補正係数を拡充すること。	採用する。 看護師等養成所運営経費に係る密度補正Iについては、看護師等養成所に係る運営経費の実態等を踏まえて密度補正単価の設定を行っており、平成30年度においても単価の引き上げを行っている。
23	(省)	横浜市 (神奈川県)	国民健康保険の都道府県移管に係る基準財政需要額への適切な反映	国民健康保険の都道府県単位化が行われた後も、当該経費について基準財政需要額へ適切に反映すること。	採用する。 国民健康保険に係る特別会計への繰出しに要する経費については、都道府県単位化後も必要な経費を基準財政需要額に適切に算入することとしている。
24	(省)	大阪府	国保安定化支援事業に係る繰出金の密度補正への適切な算入	当該年度の繰出金が基準財政需要額に適切に算入されるよう、精算制度や推計値を用いた算式の見直しを行うこと。	以下の理由により採用しない。 交付税算定に用いる数値は、公平性を確保する観点から、全国的かつ客観的な統計数値であることを要するものであり、現行の基礎数値に推計値を用いた上で精算を行うことは考えていない。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[保健衛生費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
25	(省)	大田市 (島根県)	病院事業債に係る普通 交付税算入上限の見直 し	病院事業債の交付税措置される施 工単価の上限（36万円）につい て、近年の労務単価高騰を反映した ものに見直しすること。	以下の理由により採用しない。 他の経営主体に比べて公立病院の建築費コストが高い傾向にあるとの指摘もあることを踏まえ、病院の 施設整備費のうち、建物の建築単価が1㎡当たり36万円を上回る部分については、普通交付税措置の対象 外としているところであり、当該基準の見直しについては慎重に検討する必要がある。
26	(省)	札幌市 (北海道) 横浜市 川崎市 相模原市 (神奈川県) 大阪市 (大阪府) 北九州市 福岡市 (福岡県)	難病法に関する事務の 指定都市への移譲に係 る基準財政需要額への 適切な反映	難病対策事業が事務移行されることに 伴い発生する標準的な経費について、 基準財政需要額へ適切に反映するこ と。	採用する。 指定都市に移譲される難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく事務については、普通態容補正により 事務の移譲に伴う標準的な経費を基準財政需要額に算入することとしている。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]
[都道府県分・市町村分]
[総括・需要・収入]

[清掃費・商工行政費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
27	(省)	箱根町 (神奈川県)	観光地の財政需要を考慮した普通交付税(清掃費・消防費)の算定方法の見直し	清掃費及び消防費において、観光地であることに伴い発生する財政需要を捕捉するための補正係数の新設(地域経済分析システム「RESAS」)における観光マップデータを利用した各市町村ごとの宿泊客数等を用いた補正係数)を検討いただきたい。	以下の理由により、採用しない。 清掃費においては、各団体の観光地における財政需要を反映させるための指標として、各団体の入湯客数を用いているところ。交付税算定に用いる数値は、公平性を確保する観点から、全国かつ客観的な統計数値であることを要するが、「地域経済分析システム「RESAS」における観光マップデータを利用した各市町村ごとの宿泊客数」については、市町村単位の公表数値が存在しないことから、現時点で交付税算定に用いることは困難である。
28	(省)	京都市 (京都府)	観光立国の推進に関する財政需要の適切な反映について	観光地における清掃費の財政需要を反映させるための密度補正の指標が「入湯客数」のため、温泉地以外では、適切に財政需要を反映できていないと考えられる。「衛生行政報告例」による「客室数」の適用等、観光地特有の行政需要が適切に反映されるよう検討されたい。	以下の理由により採用しない。 交付税算定に用いる数値は、公平性を確保する観点から、全国かつ客観的な統計数値であることを要するが、「衛生行政報告例」については、調査の対象が市町村では指定都市及び中核市に限定されていることから、各指標を観光地における財政需要を反映させるために用いることは困難である。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[徴税費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
29	(省)	札幌市 (北海道)	段階補正の拡充	段階補正等を実態に即した算定方法に見直し、算入不足を解消すること。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 徴税費については、平成28年度における財政需要額と決算額との比較分析では、算入率が過度に過小とはなっていない。 段階補正の拡充については、地方団体の人口規模の違い等の地域の実情を踏まえ、算定の簡素化にも配慮しながら、今後とも引き続き適正な係数の設定に努めてまいりたい。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]
[都道府県分・市町村分]
[総括・需要・収入]

[地域振興費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
30	(省)	徳島県	段階補正及び人口急減補正の存続及び適正水準の確保	段階補正係数と人口急減補正係数は、各団体の人口規模等による経費の差を調整するために不可欠な係数であり、今後とも存続するとともに、係数的確な算定により、適正な水準を確保すること。	採用する。 段階補正及び人口急減補正については、措置を継続することとしたうえで、人口規模に応じた経費差の反映や人口が急激に減少した団体に対する激変緩和措置を引き続き講じる。
31	(省)	境港市 (鳥取県)	人口急減補正による措置額の拡充	人口急減補正は、人口が急減しても直ちに行政経費を減らすことが困難な実態を踏まえて激変緩和措置を行うための制度であり、平成28年度算定において拡充措置が講じられたところであるが、地方の市町村は継続的かつ急激な人口減少に直面しており、制度の趣旨を鑑みて、更なる措置拡充をすること。	一部採用する。 人口急減補正については、人口が急激に減少しても人口の減少に即して直ちに行政経費を減らすことが困難な実態を踏まえ、平成28年度算定から措置を拡充することとしたものであるが、引き続き人口減少団体の実態を踏まえ、適切に算定していく。
32	(省)	綾部市 (京都府) 境港市 (鳥取県) 松江市 (島根県)	外国青年招致人員等の算定対象の拡大	JETや姉妹都市協定、首長間交流協定に基づかない外国語指導助手(ALT)に係る経費についても交付税の算定対象とすること。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 JETプログラムや自治体間交流に基づいて任用される外国語指導助手(ALT)については、地域社会における国際交流と諸外国との相互理解を増進するという役割に着目して措置を行っているものであることから、これら以外の任用については対象外としている。 なお、民間任用のALMを含む外国語教育における外部人材の活用等に要する経費については、文部科学省と連携し、各市町村における配置状況や経費の負担状況等の実態を踏まえ、措置の必要性を引き続き検討していく。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]
[都道府県分・市町村分]
[総括・需要・収入]

[地域振興費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
33	(省)	境港市 (鳥取県)	防衛施設周辺整備事業にかかる地方負担額に充当される一般補助施設整備等事業債の元利償還金について、特別交付税と同様の割合が基準財政需要額に算入され、確実な財政措置が行われるよう改善を求める。	防衛施設周辺整備事業にかかる地方負担額に充当される一般補助施設整備等事業債の元利償還金について、特別交付税と同様の割合が基準財政需要額に算入され、確実な財政措置が行われるよう改善を求める。	以下の理由により採用しない。 「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」を根拠とする基地対策事業のうち、国庫補助を受けて関係市町村が実施する施設整備事業に係る地方負担額については、施設及び事業の性質等を勘案し、地方債の元利償還金に対して普通交付税措置を講じている。 民生安定施設(コミュニティ供用施設等)の整備にあたっては、一般補助施設整備等事業債を充当することとしているが、基地関連施策の重要性を踏まえ、更なる地方負担の軽減を図るために、地方債を財源として充てた額を控除した額の1/2に特別交付税措置を講じている。
34	(省)	高知県 大豊町 安田町 本山町 日高村 (高知県)	新耐震基準導入前に建設され、耐震化が未実施の役場本庁舎の建替えに係る地方財政措置の拡充	平成29年度に創設された「公共施設等適正管理推進事業債(市町村役場機能緊急保全事業)」の地方財政措置を拡充すること。	以下の理由により採用しない。 庁舎建替え事業については、原則として自己財源(庁舎建設基金など)や一般単独事業債(充当率:75%)が活用されてきたところであるが、財政力の弱い団体の庁舎の耐震化が進んでいないことから特例的に普通交付税措置を行うものである。そのため、交付税措置率については、充当率75%、交付税措置率30%(事業費に占める財政措置率22.5%)を設定している。
35	(省)	大阪市 守口市 (大阪府)	事業所税の基準財政収入額への不算入あるいは現行制度における収入見合いの基準財政需要額への全額算入	事業所税は基準財政収入額及びそれにかかる基準財政需要額の算入を行わないこと。 また、現行制度を継続する場合、事業所税見合いの需要額を全額捕捉すること。	一部採用する。 事業所税については、目的税であるが、税収規模が大きく、使途が包括的に規定されていること等から、法定普通税と同様に基準財政収入額に算入している。 同税見合いの需要については、事業所税収入の使途状況を踏まえつつ、平成30年度から算入額を段階的に引き上げていくこととした。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[地域の元気創造事業費・人口減少等特別対策事業費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
36	(省)	高知県	条件不利地域の配慮の維持	条件不利地域の配慮を維持すること。	採用する。 昨年度に引きつづき、条件不利地域に配慮した算定を行う。
37	(省)	青森県 つがる市 深浦村 (青森県)	条件不利地域の配慮の維持・拡充	条件不利地域の配慮を維持するとともに、成果等へのシフトの進捗に合わせ、配慮措置を拡充すること。	一部採用する。 昨年度に引きつづき、条件不利地域に配慮した算定を行う。
38	(省)	大牟田市 (福岡県)	条件不利地域の割増し係数の見直し	財政力指数が全国平均を下回る団体を条件不利地域の割増の対象としていることから、必ずしも条件不利地域の団体を配慮しているとは言いがたいため、段階的に対象範囲を拡充すること。	以下の理由により採用しない。 条件不利地域の割増については、財政力指数が全国平均を下回る団体の方が、上回る団体と比較して、地方創生の取組の成果を発揮する際の条件がより厳しいと考えられることを踏まえ、全国平均を基準としている。
39	(省)	高知県	人口減少等特別対策事業費の「取組の必要度」の係数の見直し	「地域経済雇用対策費」を縮減又は廃止する場合は、人口減少等特別対策事業費の「取組の必要度」の係数として、自主財源比率、人口密度及び高齢者人口比率を適用すること。	以下の理由により採用しない。 地域経済・雇用対策費については、リーマンショック後の厳しい経済・雇用情勢を踏まえ、地域経済を取り巻く環境や財政状況が厳しい地域であっても、積極的に雇用創出等の事業を実施することができるよう、自主財源比率等の指標を算定に反映していたところである。 一方で、人口減少等特別対策事業費については、各地方団体が実施する人口減少対策等の様々な取組について、人口減少率や年少者人口比率といった、その財政需要に関連すると考えられる指標を用いて適切に財政需要を算定するものであり、自主財源比率等の指標は、人口減少対策等の取組を表す指標とはいえないため、算定に反映することとはしていない。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]
[都道府県分・市町村分]
[総括・需要・収入]

[地域の元気創造事業費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
40	(省)	小樽市 (北海道)	延べ宿泊者数に係る基準財政需要額の算入について	道府県分のみ算入されている延べ宿泊者数の指標を市町村分にも算入すること。	以下の理由により採用しない。 延べ宿泊者数については、道府県分と異なり、各市町村単位では客観的な統計データが公表されていないため、算定に用いることは困難である。
41	(省)	ニセコ町 (北海道)	職員数削減率の算定方法の見直し	人口増加自治体においては、その増加の影響も踏まえて行革効果を評価すること。	以下の理由により採用しない。 本費目は行革により捻出した財源が地域経済活性化に要する経費に活用されていると考えられ、その需要を算定するものであることから、職員数削減率については、各団体の削減実績を反映することとしている。
42	(省)	ニセコ町 (北海道)	人件費削減率の算定方法の見直し	人件費削減率の指標の算定から、地域おこし協力隊や集落支援員に係る人件費を除くこと。	以下の理由により採用しない。 本費目は行革により捻出した財源が地域経済活性化に要する経費に活用されていると考えられ、その需要を算定するものであることから、人件費削減率については、全ての職員の人件費を対象としているものである。
43	(省)	君津市 (千葉県)	行革努力分の算定方法の見直し	ラスパイレス指数の指標を行革努力分の算定から除くこと。	以下の理由により採用しない。 行革努力分の反映に当たっては、給与水準を比較する指標として、本給の水準を表すラスパイレス指数が最も標準的な指標と考えられることから、これを用いて補正を行うこととしている。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[地域の元気創造事業費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
44	(省)	香芝市 (奈良県)	人口増加自治体における行革努力の反映	人口増加自治体においては人口増加自治体の削減率平均を用いること。	以下の理由により採用しない。 全国の削減率より削減している団体ほど、行革により捻出した財源が大きいと考えられることから、各団体の削減率と全国の削減率の差により割増し又は割落としとしているものである。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分 ・ **市町村分**]

[総括 ・ **需要** ・ 収入]

[**公債費**]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
45	(省)	千葉市	市場公募都市の発行の実態に即した「種別補正係数の算定の基礎となる償還条件」等の見直し	市場公募都市における民間等資金の標準的な償還条件のうち利子について、満期一括償還の実態に合わせて満期まで係数が低減しないように改め、市場公募都市一般の利子支払額と交付税算入額との乖離を是正すること。	以下の理由により採用しない。 地方債の元利償還金については、地方団体における標準的な償還方法に基づき全国一律の方法で交付税措置しているところであり、個別団体の実際の償還方法に合わせるものではない。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[包括算定経費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
46	(省)	青森県 つがる市 深浦町 (青森県)	包括算定経費(人口) における情報管理経費 の算定について	人口小規模団体への配慮として、 人口10万人以下の段階補正を細分化 もしくは拡充していただきたい。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 情報管理経費は地方団体における仕様の違いにより経費が大きく増減するため、段階補正係数等の見直しにあたっては人口規模との相関関係を慎重に分析する必要がある。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[臨時財政対策債]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
47	(省)	平塚市 (神奈川県)	臨時財政対策債発行可能額の算定方法の改善	臨時財政対策債の調達において、原則としてその全額が財政融資資金又は地方公共団体金融機構資金が想定されていることから、財政力による振り替えの強弱は妥当ではないと考える。とりわけ本県市町村は、臨時財政対策債の振替率が他の都道府県と比較して非常に高位で推移していることから、見直しが必要であると考ええる。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 財源不足額基礎方式において、財政力に応じた補正を導入しているのは、財政力の強い団体は、一般的に地方債による資金調達力も強いことを勘案し、臨時財政対策債をより多く配分し、財政力の弱い団体に対する影響を緩和するためである。 今年度は昨年度と比較して臨時財政対策債と財源不足額の総額に大きな変動がないため、配分の考え方は変更していない。
48	(省)	大阪市 (大阪府)	臨時財政対策債発行可能額の算出方法の見直し	補正係数により財政力が強い団体へ臨時財政対策債発行可能額が過度に傾斜配分されることがないよう、算出方法の改正について検討いただきたい。また、大阪に限らず、臨時財政対策債の発行自体が市町村に与える影響等を踏まえ、臨時財政対策債の振替額の縮減を図られたい。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 臨時財政対策債の配分に当たっては、財政力の強い団体は一般的に地方債による資金調達力も強いことを勘案して、財政力指数に応じて臨時財政対策債をより多く配分する補正を講じている。 また臨時財政対策債の振替額の縮減については、国・地方とも厳しい財政状況であることから容易なものではないが、本来は臨時財政対策債のような特例債ではなく、法定率の引上げにより地方交付税を安定的に確保するということが望ましいと考えており、今後とも臨時財政対策債の振替額の縮減について検討していく。 今年度は昨年度と比較して臨時財政対策債と財源不足額の総額に大きな変動がないため、配分の考え方は変更していない。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[臨時財政対策債]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
49	(省)	広島市 (広島県)	臨時財政対策債発行可能額算定上における政令指定都市の取扱い	政令指定都市においては、権能や財政力を考慮すれば、他の市町村より高い補正係数とならざるを得ないことは理解するが、振替前基準財政需要額に占める臨時財政対策債の割合が非常に高くなっていることから、振替率の緩和を行うこと。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 財源不足額基礎方式において、財政力に応じた補正を導入しているのは、財政力の強い団体は、一般的に地方債による資金調達力も強いことを勘案し、臨時財政対策債をより多く配分し、財政力の弱い団体に対する影響を緩和するためである。 また、行政権能が町村より道府県に近い政令市において、一般市町村と同様の算定方法ではなく、道府県に近い算出方法を設定している。 ただし、財政力の高い団体への配分割合が過度に高くないよう、平成26年以降85%を配分割合の上限としている。 今年度は昨年度と比較して臨時財政対策債と財源不足額の総額に大きな変動がないため、配分の考え方は変更していない。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[合併算定替]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
50	(省)	上越市 (新潟県)	市町村の姿の変化に対応した交付税算定	公共施設の大規模修繕費等に要する経費について、合併団体数に応じて加算する補正を新設すること。	一部採用する。 図書館及び社会体育施設に要する経費については、その他の教育費において人口密度に応じた補正を適用し、平成30年度から3年間で段階的に拡充することとしている。
51	(省)	滋賀県	市町村の姿の変化に対応した交付税算定	合併団体の図書館に要する経費について、合併団体数に応じて加算する補正を新設すること。	一部採用する。 図書館に要する経費については、その他の教育費において人口密度に応じた補正を適用し、平成30年度から3年間で段階的に拡充することとしている。
52	(省)	兵庫県	市町村の姿の変化に対応した交付税算定	社会体育施設について、密度補正を適用すること。	採用する。 社会体育施設に要する経費については、その他の教育費において人口密度に応じた補正を適用し、平成30年度から3年間で段階的に拡充することとしている。
53	(省)	京都市 (京都府)	市町村の姿の変化に対応した交付税算定	合併前に指定都市ではなかった旧団体の国道・府道に係る維持管理について、合併算定替においても適切に算入すること。	以下の理由により、採用しない。 合併算定替については、合併関係市町村が合併前の区域をもって存続した場合に算定される額の合算額を下らないように算定する特例であるため、合併前に指定都市ではない旧団体が合併を契機に生じた財政需要は算定に反映しないこととしている。
54	(省)	長崎県	市町村の姿の変化に対応した交付税算定	合併団体の実情に応じて、算定方法の見直しを行うこと。	採用する。 市町村の姿の変化に対応した交付税算定については、平成26年度以降見直しを行ってきており、平成30年度においては、その他の教育費や保健衛生費などについて見直している。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[合併算定替]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
55	(省)	南城市 (沖縄県)	市町村の姿の変化に対応した交付税算定	自治会等の公民館的施設に係る維持経費及び公共交通再編に係る経費といった合併団体特有の財政需要について、交付税措置を拡充すること。	一部採用する。 地域振興費において自治会支援に要する経費を増額するとともに、図書館及び社会体育施設に要する経費については、その他の教育費において人口密度に応じた補正を適用し、平成30年度から3年間で段階的に拡充することとしている。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]
[都道府県分・市町村分]
[総括・需要・収入]

[所得割]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
56	(省)	帯広市 (北海道) 千葉市 (千葉県) 横須賀市 (神奈川県) 大牟田市 (福岡県)	市町村民税所得割における精算制度及び減収補填債制度の導入	市町村民税所得割について、分離譲渡所得分以外についても精算制度及び減収補填債制度を導入すること。	以下の理由により採用しない。 精算制度は、法人関係税等、景気の変動等により大きな影響を受ける恐れのある税目について特例的に設けられており、比較的安定し年度間の変動が少ない所得割については、分離譲渡所得分を除き精算制度の対象とはしていない。 しかしながら、意見の趣旨を踏まえ、平成28年度算定以降は、各団体の算定前年度の納税義務者数に20歳以上人口伸び率を乗じることにより各団体における人口動態を算定に反映できるよう見直しを行った。
57	(省)	京都市 (京都府)	市町村民税所得割における精算制度及び減収補填債制度の導入	市町村民税所得割について、分離譲渡所得分以外についてもふるさと納税制度の動向や景気の動向等によって、年度途中に大きく額が変動するため、精算制度及び減収補填債制度を導入すること。	以下の理由により採用しない。 精算制度は、法人関係税等、景気の変動等により大きな影響を受ける恐れのある税目について特例的に設けられており、比較的安定し年度間の変動が少ない所得割については、分離譲渡所得分を除き精算制度の対象とはしていない。 しかしながら、意見の趣旨を踏まえ、平成28年度算定以降は、各団体の算定前年度の納税義務者数に20歳以上人口伸び率を乗じることにより各団体における人口動態を算定に反映できるよう見直しを行った。 なお、寄附金税額控除については、平成28年度から算定方法を見直し、各団体における前年度の寄附金税額控除額の実績額を反映した上で、寄附金税額控除による減収を踏まえた全国一律の単位額を用いることとしている。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分 ・ **市町村分**]

[総括 ・ 需要 ・ **収入**]

[**事業所税**]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
58	(省)	大阪市 守口市 (大阪府)	事業所税の基準財政収入額への不算入あるいは現行制度における収入見合いの基準財政需要額への全額算入	事業所税は基準財政収入額及びそれにかかる基準財政需要額の算入を行わないこと。 また、現行制度を継続する場合、事業所税見合いの需要額を全額捕捉すること。	一部採用する。 事業所税については、目的税であるが、税收規模が大きく、使途が包括的に規定されていること等から、法定普通税と同様に基準財政収入額に算入している。 同税見合いの需要については、事業所税収入の使途状況を踏まえつつ、平成30年度から算入額を段階的に引き上げていくこととした。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[法人税関係]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
59	(省)	名古屋市 (愛知県)	法人税割の基準財政収入額の算定における乗率設定の見直し	法人税割の基準財政収入額の算定においては、全国一律の乗率を用いるのではなく、地方団体の税収動向等を反映するよう、乗率設定を見直すこと。	以下の理由により採用しない。 法人関係税の基準財政収入額の算定に用いる乗率については、一律の乗率とすることが原則であるが、翌年度以後の精算額を抑制する観点から、個別の乗率を設ける場合がある。 今年度は、地方団体の税収実績や税収見込み等を踏まえ検討した結果、翌年度に多額の精算額が見込まれる等の特段の状況にはないことから、一律の乗率としている。